

金沢市デジタルミュージアム構築業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

金沢市の文化に触れる機会を創出するとともに、最先端の技術の導入などにより、これまでにない文化体験の提供が可能となり、子供を含む全ての人に対し金沢の質の高い文化を発信することで、芸術・文化施設への来訪を促し、本物を鑑賞する機会を増加させることを実現できる発信・検索ポータルサイトを構築する。さらに、システムを安定的に運用することのできる最適な候補者を選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

金沢市デジタルミュージアム構築業務委託プロポーザル
(以下「本プロポーザル」という。)

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

- ア 主催者 金沢市デジタルミュージアム運営委員会
- イ 事務局 金沢市文化スポーツ局文化政策課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話：076-220-2442 FAX：076-220-2069
e-mail：bunshin@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の交付の期間等

- ア 期間 令和5年4月10日(月)から同月19日(水)まで。
- イ 方法 下記ホームページに掲載する。
金沢市公式ホームページ いいね金沢
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkaseisakuka/gyomuannai/3/digital-museum.html>
金沢未来のまち創造館ホームページ
<https://www.mirai-nomachi.jp/>
- ウ 交付資料
 - ① 金沢市デジタルミュージアム構築業務委託プロポーザル実施要領(本紙)
 - ② 金沢市デジタルミュージアム構築業務仕様書(別紙) データセンター機能要件一覧
 - ③ 提出書類様式(様式1～様式8)
 - ④ 委託約款等(案) ※参加表明書の提出者に対し交付

(5) 日程

ア 実施要領等の交付	令和5年4月10日(月)～同月19日(水)
イ 参加表明書の提出期限	令和5年4月19日(水)
ウ 企画提案書提出者選定の通知	令和5年4月24日(月)まで
エ 提案内容に係る質疑の提出期限	令和5年4月28日(金)
オ 提案内容に係る質疑の回答	令和5年5月12日(金)まで
カ 企画提案書の受付	令和5年5月12日(金)～同月25日(木)
キ プレゼンテーション	令和5年5月29日(月)～同月31日(水) 予定
ク 審査結果通知	令和5年6月上旬予定

3 業務概要

(1) 業務名

金沢市デジタルミュージアム構築業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

本業務に係る契約締結日から令和6年3月31日まで

4 応募資格

(1) 応募者の資格要件

以下の要件を全て満たすものとする。

ア 金沢市の令和4・5年度の役務等の入札参加資格において「情報システム開発」及び「ホームページ作成」の資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書の提出期限までに金沢市入札参加資格審査の申請を行うことにより参加者となることができる。ただし、企画提案書等の提出期限までに有資格者とならなかった場合は失格とする。※入札参加資格申請については、下記アドレスを参照。

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/nyusatsusankashikaku/11277.html

イ 平成30年度以降に、ホームページ構築や3D・AR等の最先端技術を用いたデジタルコンテンツを制作し、現在も稼働している実績を有すること。

ウ 役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から本業務の実施者が特定されるまでの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(2) 応募資格の制限

本プロポーザルに参加しようとする者が、次のアの関係に該当する場合、そのうち1者しか応募できない。また、前(1)の有資格者であっても、次のイ又はウに該当する者は、本プロポーザルに応募することができない。応募者は、次のウに該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 資本関係又は人的関係(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存中の社で

ある場合を除く)。

- (ア) 親会社と子会社の関係
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- (ウ) 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている関係
- (エ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

イ 金沢市デジタルミュージアム構築業務委託業者選定委員会委員

ウ イが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

提案に当たっては、以下の条件により行うものとする。

ア 業務委託費等上限額

本業務はデジタルミュージアム構築業務であるが、構築期間中及び構築後の運用等に係る提案まで含むものである。よって、それぞれの業務委託費等上限額を以下に示す。なお、提案価格が業務委託費等上限額を超える場合は失格とする。

また、業務委託費等上限額は契約時の予定価格となるものではなく、本業務全体の規模を示すものである。本提案において提示された費用見積の内容及び金額は、受託候補者特定後、当該の者と金沢市デジタルミュージアム運営委員会との間で再精査を行う。

(ア) デジタルミュージアム構築に係る経費

a 発信・検索ポータルサイト構築

上限額 8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

b 3D・AR等デジタルコンテンツ制作

上限額 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

c 展示解説等動画コンテンツ制作

上限額 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(イ) 発信・検索ポータルサイト運用等に係る経費

- a 発信・検索ポータルサイトの運用等に係る経費は、構築期間を含む令和5年度については、構築に係る経費(ア)aに含むものとする。令和6年度以降における提案価格は以下の上限額についても超えないこと。

上限額 2,000,000 円/年（消費税及び地方消費税を含む。）

- b なお、運用等に係る経費には以下のものを含むものとする。

- (a) サーバ・外部ASPサービス利用料等に係る経費
- (b) ハードウェア及びソフトウェアの経常的な運用保守に係る経費
- (c) ウイルス対策ソフトウェア・SSLサーバ証明書のライセンス及び更新費用
- (d) システム運用終了時において必要となる経費

- (ウ) デジタルミュージアム構築に係る経費及び運用等に係る経費の消費税及び地方消費税については、税率10%として計算すること。本プロポーザルに係る各種書類においても同様とする。

(2) 提出書類の内容及び提出方法等

ア 参加表明書

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に基づき作成した参加表明書類を提出する

こと。

(ア) 提出書類

以下の書類を全て提出すること。なお、提出後、記載された内容の変更は原則として認めない。

- 様式1 参加表明書
- 様式2 受託実績調書
- 添付書類1 金沢市入札参加資格決定通知書（写し）
- 添付書類2 会社概要を確認できる資料

(イ) 用紙サイズ

A4判とし、左端ステープラ仮とじとする。

(ウ) 提出部数

各1部

(エ) 提出場所

2(3)イに同じ。(金沢市文化スポーツ局文化政策課)

(オ) 提出方法

持参、郵送又は宅配便等とする。FAX及び電子メールは認めない。

(カ) 提出期間

持参の場合は、令和5年4月10日(月)から同月19日(水)まで(金沢市役所閉庁日を除く。)のそれぞれ午前9時から午後5時30分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和5年4月19日(水)午後5時30分必着とする。

(キ) 照会窓口

参加表明書類の作成について不明な点がある場合は、下記まで照会すること。

- a 照会場所：2(3)イに同じ。(金沢市文化スポーツ局文化政策課)
- b 照会期間：上記提出期間に同じ

(ク) 企画提案書等提出者の選定

金沢市デジタルミュージアム運営委員会において、参加表明書類を審査し、適当と認められた者について企画提案書及び付属資料(以下「企画提案書等」という。)の提出者として選定し、企画提案書等提出者選定通知を送付する。

イ **企画提案書等**

企画提案書等の提出者として選定された者は、以下に基づき作成した企画提案書等を出すること。

(ア) 提出書類

a 企画提案書

- (a) 企画提案書は、以下の様式3～様式7を使用し、作成すること。

- 様式3 企画提案書表紙
- 様式4 企画提案書
- 様式5 見積書
- 様式6 構築に係る経費の見積価格内訳書
- 様式7 運用等に係る経費の見積価格内訳書

- (b) 企画提案書に記載する内容は、「様式4 企画提案書」に基づく構成とすること。ただし、ここに示していない内容で、魅力的な発信の実現やコンテンツの活用など「金沢市デジタルミュージアム構想」に合致する内容については、任意様

式で積極的に提案すること。

- (c) 企画提案書において、提出者を特定できるような記載は行わないこと。
- (d) ページデザイン案は、1者につき2提案とする。
- (イ) 用紙サイズ
書類はA4判とする。A3判等を使用する場合は折り込むこと。
- (ウ) 電子ファイルについて
 - a 企画提案書等については、書類として提出する内容が全て収められた電子ファイルを提出すること。
 - b 金沢市デジタルミュージアム運営委員会より提示した様式については電子ファイルの形式を変更することなく提出すること。金沢市デジタルミュージアム運営委員会から提示した様式以外については、電子ファイルの形式をAdobe PDF形式とすると共に、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかの形式の電子ファイルも添付（複数ファイル形式の混成も可）すること。
 - c 各電子ファイルのファイル名に提案者名を標記すること。
 - d 電子ファイルはCD-R等の光ディスクに格納したものを提出すること。
- (エ) 提出部数
 - a 書類
6部
 - b 電子ファイル
光ディスク（CD-R等）に格納したもの 1部
- (オ) 提出場所
2(3)イに同じ。（金沢市文化スポーツ局文化政策課）
- (カ) 提出方法
持参、郵送又は宅配便等とする。FAX及び電子メールは認めない。
- (キ) 提出期間
持参の場合は、令和5年5月12日（金）から同月25日（木）まで（金沢市役所閉庁日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時30分までとする。郵送及び宅配便等の場合は、令和5年5月25日（木）午後5時30分必着とする。なお、企画提案書等の提出が無い場合は、辞退したものとみなす。
- (ク) 質疑応答
 - a 企画提案書等の提出者として認められた者から金沢市デジタルミュージアム運営委員会に対する質疑
 - (a) 提案内容に関する質疑は指定様式の質問票（様式8）に記載し、2(3)イのアドレスに対しメールで令和5年4月28日（金）午後5時30分までに送付するものとする。なお、送付した旨を電話で連絡すること。
 - (b) 回答は、令和5年5月12日（金）までに、質疑の有無にかかわらず、企画提案書等の提出者として選定された者全員に対し、メールにて質疑及び回答書を送付する。

(3) その他

- ア 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めのあるものについては同法に定める単位に限る。
- イ 提案は、1者につき1件に限る。
- ウ 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

6 選定及び特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書等の提出者の選定方法

参加表明書類の内容について、「4 応募資格」に掲げる資格要件を満たしているかを審査し、企画提案書等の提出者を選定する。また、その結果を参加表明書の提出者に書面により通知する。

(2) 受託候補者の特定方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、「7 受託候補者の特定基準」に基づき、金沢市デジタルミュージアム構築業務委託業者選定委員会の委員が点数を付け、全選定委員の合計得点が最も高い企画提案書等の提出者を、本業務の受託候補者（以下「特定者」という。）として特定する。

また、審査の結果、合計得点が最も高い企画提案書等の提出者が同点で複数あった場合においては、これらの企画提案書等の提出者についてのみ、あらかじめ設定した評価項目に対して提案された内容に関し、委員の合議の上優劣の比較審査を行い、該当する評価項目に加算又は減算し、合計得点に優劣をつけ、特定者として特定するものとする。

なお、選定委員会での協議結果により、特定者を特定しない場合もあり得るものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案書等に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。正式な日時、場所等については、企画提案書等の提出者として選定された者に対し後日通知する。

ア 実施予定日時

令和5年5月29日（月）から同月31日（水）までのうち、企画提案書等の提出者1者当たり20～50分程度を指定する。なお、上記の期間等は予定であり、金沢市デジタルミュージアム運営委員会の都合により変更する場合があるものとする。

イ 実施予定場所

金沢市役所第一本庁舎内又はその周辺の金沢市施設内

ウ 機器等

(ア) プレゼンテーションに必要な機器は原則として企画提案書等の提出者が用意すること。

(イ) 金沢市デジタルミュージアム運営委員会側で準備可能な機器がある場合は、企画提案書等の提出者として選定された者に対し後日通知する。

エ その他

(ア) プレゼンテーションは、提出された提案書抜粋版に基づいて行うものとし、追加資料の配付は認めない。

(イ) 説明は、総括責任者又はプロジェクトリーダーが行うこととし、実施できない場合は、その理由をプレゼンテーションの冒頭に説明すること。

(ウ) プレゼンテーション時において、企画提案書等の提出者を特定できるような発言等

は行わないこと。

(エ) プレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 選定委員会

金沢市デジタルミュージアム構築業務委託業者選定委員会は、次の5名で構成する。

(敬称略)

宮田 人司	(一般社団法人 CLL 代表理事)
福島 健一郎	(一般社団法人コード・フォー・カナザワ 代表理事)
廣川 晶子	(国立工芸館 情報資料室 研究員 (司書))
長谷 進一	(公益財団法人金沢文化振興財団 理事長)
東 利裕	(金沢市文化スポーツ局長)

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、令和5年6月上旬(予定)に特定者を公表するとともに、企画提案書等の提出者に対し、審査結果を通知する。

なお、審査結果の詳細等についての電話等での問合せには、いかなる場合も応じられない。

7 受託候補者の特定基準

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
1. 基本事項	・組織体制	・システム構築に当たっての組織体制、推進方法、プロジェクト管理方法は適正か。	25
2. システムの概要に関する事項	・提案者のシステム導入実績 ・システムの機能充足及び充実度等	・過去5年の期間、ホームページ構築や3D・AR等の最先端技術を用いたデジタルコンテンツを制作し、現在も稼働している実績があるか。 ・必要機能を備えているか。等	300
3. 構築作業等に関する事項	・構築スケジュール ・サイト設計 ・アクセシビリティ ・デザイン性 ・コンテンツの内容	・工程ごとに妥当な時間配分がされているか。 ・全ての人ストレスなく快適に閲覧でき、操作性に優れたサイト設計、インターフェースとなっているか。 ・アクセシビリティに関する規格の要件を満たし、高齢者・障がい者等を含めたすべての利用者が支障なく利用できるものとなっているか。 ・金沢市の個性である歴史と質の高い文化のブランドイメージや、都市の品格が伝わる魅力的なデザインとなっているか。 ・3D・AR等デジタルコンテンツ、展示解説等動画コンテンツが優れた内容となっているか。また、仕様に掲載した内容以外の提案は優れた内容となっているか。	325
4. システム全般に関する事項	・システム構成	・システム構成について、可用性や信頼性が十分に考慮されたものか。 ・処理能力、データ容量の確保、性能値の見積は適正で	75

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ ・運用保守 	<ul style="list-style-type: none"> あり拡張性も考慮されているか。等 ・想定されるセキュリティ上の脅威の具体的な対策が示されているか。 ・ホームページ、コンテンツの管理方法が示されているか。等 ・運用保守の考え方・体制は適正かつ効果的であるか。 ・システムの機能向上、基盤となる OS 等の修正パッチに対する対応等は適正で効果的か。 ・持続可能な運営に対し、コスト意識はあるか。等 	
5. プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容	・説明がわかりやすいか。等	25
6. 見積※	<ul style="list-style-type: none"> ・提案価格（構築） ・提案価格（運用保守） 		150 100
合計			1,000

※提出された見積書に従い、見積価格を基に、以下の算定式で小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効とする価格点を算出します。

$$\text{価格点（構築費）} = 150 \text{ 点} \times (1 - \text{見積価格} \div \text{構築費上限額})$$

$$\text{価格点（運用保守費）} = 100 \text{ 点} \times (1 - \text{見積価格} \div \text{運用保守費上限額})$$

8 その他

(1) 非選定及び非特定理由の説明

- ア 企画提案書等の提出者として選定されなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市役所閉庁日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。
- ウ なお、その回答については、書面により行うものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- ウ その他この要領に違反する場合

(3) その他

- ア 金沢市デジタルミュージアム構築業務委託業者選定委員会委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。
- イ 提出書類に記載されたプロジェクトリーダー等は、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 特定した企画提案書等の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市デジタルミュージアム運営委員会は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。
- カ 具体的な実施作業は、本業務に係る契約締結後に金沢市デジタルミュージアム運営委員会と協議の上、進めるものとする。